

SENNAN LONG PARK

施設利用案内

ロケーション

海と緑に囲まれた当施設では、各種イベントのほか、撮影スポットやロケ地としてもご利用いただけます。



イベントスペース



設備詳細



屋外コンセント



散水栓



イベント電源盤

単相3線20kVA
コンセント×6口



雑排水樹



Wi-fi スポット



イベント電源盤

単相3線20kVA



イベント電源盤

単相3線10kW



車両搬入経路

■ 搬入出車両について

搬入出は  の箇所からお願いいたします。
臨時駐車場を使用される場合は  の箇所から入車してください。

 のエリアに車両を入れられる場合は別途ご相談下さい。

アクティビティエリアへは入場のみ
コミュニティエリアの入退場はこちらのみ



利用料金

利用料金 ※撮影以外でのご利用は法人のみ（宴会利用は不可）、使用面積200㎡以上からの貸出しとなります。 ※全て税込金額を記載しております。

エリア		入場料/販売 無	入場料/販売 有	撮影/非占有	撮影/占有	映画・ドラマ撮影
スケボーパーク ※スケートボードに関する催事のみ利用可	9:00~13:00	¥33,000	¥55,000	¥16,500	¥33,000	¥66,000
	13:00~17:00	¥33,000	¥55,000	¥16,500	¥33,000	¥66,000
SUNコート (3×3コート) ※バスケに関する催事のみ利用可	9:00~13:00	¥33,000	¥55,000	¥16,500	¥33,000	¥66,000
	13:00~17:00	¥33,000	¥55,000	¥16,500	¥33,000	¥66,000
サザンストリート	9:00~18:00	¥20 (1㎡あたり)	¥182 (1㎡あたり)	¥16,500(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)
F 駐車場	9:00~18:00	¥96,800	¥145,200	—	¥44,000(1hあたり)	¥44,000(1hあたり)
公園	9:00~18:00	¥20 (1㎡あたり)	¥182 (1㎡あたり)	¥16,500(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)
飲食店前広場	9:00~18:00	¥20 (1㎡あたり)	¥182 (1㎡あたり)	¥16,500(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)
マールビーチ	9:00~18:00	¥20 (1㎡あたり)	¥182 (1㎡あたり)	¥16,500(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)	¥33,000(1hあたり)

利用可能日		施設改修時等を除く全日		上記施設利用料とは別に下記の通り、設備使用料が発生致します。		※養生例 
利用時間		9:00 ～ 18:00		■電気使用料 コンセント1口あたり ¥1,100		
※利用時間が7時間を超える場合には別途追加料金が発生致します。				※電工ドラムや延長コードご利用の場合のコンセントも1口あたりに含まれます。 ※他イベントと分電盤のご利用が重なる場合がございます。事前に使用量をお確かめの上申請下さい。 ※電工ドラムの貸出はしておりません。予め分電盤から電気使用場所までの距離をお確かめ頂き、主催者様にてご準備下さい。 ※延長コードなどが園路内を跨ぐ場合は、必ず養生を施し、来園者の安全に留意して下さい。		
時間外のご利用も可能です。ご相談ください。				■水道使用料 散水栓1口あたり ¥1,100		
時間外施設管理費		9:00以前	¥15,000	※大型イベントの場合、電気及び水道の使用量に応じて、イベント終了後に追加料金を請求させて頂く場合がございます。予めご了承ください。		
		18:00以降	¥15,000			

※非占有の状態で撮影をされる場合、他の迷惑にならないよう十分にご配慮ください。また、肖像権使用に関するトラブルにつきまして、当事業体は一切関与いたしません。

ご利用の流れ

1

企画書のご提出

施設ご利用に際してイベント概要がわかる資料及び、ご利用希望箇所を記載した平面図をご提出下さい。
頂きました資料を基にお電話にてお打合せさせていただきます。

2

施設利用申請書のご提出

実施場所と実施日が決定されましたら、正式に申請書にてお申込みください。

3

各詳細資料のご提出

以下詳細資料のご提出をお願い致します。

・イベント概要 ・警備計画 ・車両申請書 ・電源盤及びコンセント使用申請書 ・水道使用申請書

4

ご契約

ご提出頂きました資料を基に施設利用許可証を発行致します。許可証発行後に施設利用ご請求書を発行致します。指定の口座へお振込み下さい。(後払い不可)

5

各官庁との協議・申請等

開催日の1カ月前までに主催者様から各官庁へ届出申請を行ってください。
また催物申請許可書のコピーは必ず提出お願い致します。

6

当日

発行致しました施設利用許可証をお持ち頂き、ロングパーク公園事務所へ許可証をご提出下さい。
ご提出後は、申請頂きました内容通りに準備から撤収までを行ってください。

提出書類一覧

施設利用の申請時にはこちらの書類をご提出ください。

書類内容	必要項目
イベント概要	イベント内容 / 組織図・連絡網 / 搬入・搬出施工スケジュール イベントスケジュール / 安全管理・警備計画 / 感染対策マニュアル 集客見込み 等
平面図	使用希望箇所記入平面図 / イベント時レイアウト図
車両申請書	エリア内に侵入する車両の進入希望動線 / 車種・車番一覧 大型重機の場合はサイズ等(4tトラック、大型クレーン等)
電源盤及びコンセントの使用申請	電気図面及びコンセント使用箇所記載
水道使用申請	散水栓を利用する場合の使用箇所及び使用数

■ 書類ご提出前にご確認ください

- ・開催日の10日前までに必要な届出が完了していない場合、ご利用をお断りする場合がございます。
- ・施設利用時には必ず事前に申請頂いた通りの段取りでご利用ください。内容と異なる作業や違反行為があった場合には施工途中であっても利用許可を取り消す場合がございます。その際、事前に頂いております施設利用料のご返金は出来かねます。
- ・芝生上は車両走行禁止とし、原則施設内では時速10km以下、4t車両以上の車両が進入する場合は専用の進入ルートがございますので事前にご相談下さい。
- ・音量に関しては大阪府条例で定められている70db以内でお願い致します。21時を超える音出しは原則禁止です。
- ・上空に向けてレーザーを打つことは禁止です。航空機の事故に繋がる恐れがあり非常に危険です。
- ・瓶でのドリンク提供は原則禁止とし、イベントで発生したゴミは主催者様で必ず処分を行ってください。
- ・当施設利用時（施工・イベント開催・撤収時）に発生した事故・事件については主催者様と当事者でご解決下さい。
大和リース及びトライハードジャパンは一切の責任を負いません。
- ・施設契約のキッチンカーがロングパーク敷地内（公園事務所付近）に常駐しております。施設ご利用時もキッチンカーは出店致しますので予めご了承ください。

■ 安全管理について

- ・施工エリア内は一般の方の進入が無い様、安全管理に努めてください。
- ・高所作業を行う場合には安全用具をご着用頂き、断続的に風速が12mを超える場合、原則として高所作業は中止となります。
- ・フォークリフトやクレーンなどを使用される場合は事前にお申し出ください。作業時には十分な安全管理に努めてください。
- ・施工時及び開催中に救急要請が必要な場合は主催者様で窓口を統一してご連絡下さい。※個人での救急要請は行わないで下さい。

届出申請一覧

イベント日の1カ月前までに主催者様から各官庁へ届出申請を行ってください。

※催事開催届出書の許可書が発行されましたらコピーを必ずご提出ください。

申請項目	管轄官庁名	届出内容
屋外（SENNAN LONG PARK）にてイベントを行う場合	泉州南消防組合泉州南広域消防本部予防課	・催物開催届出書
発電機等の危険物を設置する場合		・少量危険物・指定可燃物等貯蔵、取扱い届出書 ・少量危険物・指定可燃物等貯蔵、取扱い廃止届出書
火気・煙火を取り扱う場合		・喫煙裸火の使用 危険物品持込み許可申請書 ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書 ・煙火打上げ仕掛け届出書
飲食物を提供する場合	泉州南消防組合泉州南広域消防本部予防課	・露店等の開設届出書
	泉佐野保健所 衛生課	・イベント開催届
大人数の集客見込みがある場合	泉南警察署	・イベント概要及び警備計画書
海岸を利用する場合	大阪府阪南港湾事務所管理課	・海岸保全区域占用許可申請書
著作権のある音楽を使用する場合	一般社団法人日本音楽著作権協会JASRAC	・演奏利用申請書・演奏利用詳細書
	株式会社NexTone	・著作物利用申請書・明細書
ドローンを飛ばす場合 空を使ったイベントを実施する場合 光の強い照明を使用する場合	国土交通省大阪航空局 関西空港事務所 航空管制運航情報官	お電話にてお問合せ頂き、必要に応じて申請を行ってください。

利用規約①

1.SENNAN LONG PARKの使用にあたって

SENNAN LONG PARK（以下ロングパークと称します）の、施設利用は株式会社TryHard Japanが管理・運営を行っております。敷地利用にあたっては規則をよく読み、遵守して頂きますようお願い致します。

2.使用可能日

施設改修時等を除き終日。

3.使用時間

原則10時から17時まで（スケボーパーク・SUNコートは9:00 ～ 18:00まで）使用時間についてはご相談下さい。
使用時間外でのご利用は時間外施設管理が別途かかります。

4.使用許可対象

次に掲げる場合は、施設利用の許可が必要です。

① 出店、募金その他これらに類する行為をする時。

例：イベントに付随する飲食、物販屋台スペース、企業スペース（営利目的で使用）

② 業として写真（広告撮影を除く）を撮影する時。

例：婚礼撮影、家族撮影等（写真・動画は問わない）

③ 業として広告写真を撮影する時。

例：広告撮影、雑誌掲載写真撮影等

④ 業として映画等撮影をする時。

例：企業広告、商品宣伝動画撮影、企業ホームページ動画撮影等

⑤ 興業、協議会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの為緑地の全部又は一部を使用する時。

例：イベントで①以外の占用スペース、大道芸等

⑥ 集会その他これに類する催しの為、敷地の全部又は一部を使用する時。

例：地域事業以外（企業等）のラジオ体操、各種団体（労働組合・企業・等）による集会

※⑤と⑥の判断の仕方として、⑤は見物人を集め行う事から、観覧に供し又は聞かせる事を目的としており、⑥は他の者の観覧に供する事を目的とするものではなく、参加の意を持って、主体的に活動する催しの事を言います。ただし、上記の判断で⑥になったとしても、間接的に企業等の営利行為を助長する様な場合は⑤の使用とします。

5.申請受付から使用まで

① 施設利用申請受付は使用希望日の3カ月前より開始します。受付開始日が土・日・祝の場合は翌営業日からとなります。

※大規模な撮影やイベントの場合は、事前協議が必要となりますので、3カ月以上の余裕を持ってご連絡下さい。

② 申請の締切は使用希望日の3営業日前までです。

③ 申請の受付日時は、土曜日・日曜日・年末年始（12月28日～1月5日）を除く毎週月曜日から金曜日午前10時から午後18時までです。

④ 申請方法はロングパークHPもしくは以下電話番号にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

株式会社TryHard Japan

〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目5-19 トラハードビル3階 企画部宛

電話：06-4708-6470

⑤ 当事業体で申請内容の審査を行います。

⑥ 審査の結果、承認の場合その旨を連絡致します。その場合は使用料のお支払いを現金又は振込みで速やかにお願致します。

⑦ 使用料の入金確認後、メールにて許可証を発行致します。原本の郵送をご希望の場合は、返信封筒に切手を貼付し当事業体が指定する窓口までお送り下さい。

尚、許可書は当日ご持参頂き、施設使用責任者がロングパーク公園事務所へ提出ください。

利用規約②

6.使用面積

使用面積は、申請者より提出を受けた図面、資料を基に当事業体で申請内容の確認を行い確定します。

7.申請時の打合せ

- ① 申請者側から使用責任者を選び、当事業体までお名前、電話番号をお知らせ下さい。
- ② 催事の場合、使用責任者は催事を円滑に進行させる為、実施概要について、当事業体と打合せを行って下さい。
- ③ 使用責任者は、次の書面を作成し、当事業体に提出して下さい。
 - 実施概要：催事の概要がわかるもの。
 - 運営組織図：緊急事態発生時の連絡方法が記載されたもの。
 - スケジュール：設営開始から撤収後、原状復帰終了まで。
 - 図面：使用面積がわかるもの。
 - 実施内容：催事の詳細がわかるもの。
 - 搬入出車両リスト：関係車両、出店者車両、設営・撤去車両
 - 警備員配置図
 - 電気配線図
 - 新型コロナウイルス感染対策マニュアル 等
- ④ 施設管理、運営上の理由により計画を変更して頂く場合があります。

8.使用申請の不許可

当事業体は、以下のいずれかの事由に該当するか、又はその可能性があると判断した場合は、施設使用は許可致しません。

- ①申請者が当事業体に提出した申請情報に虚偽、誤記があった場合。
- ② 申請者が個人の場合。(撮影の場合は可)
- ③ 申請者が未成年者の場合。
- ④使用面積が200㎡以下の場合。
- ⑤ 申請者及び催事関係者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営もしくは関与した場合。
- ⑥ 申請者が施設利用をする事により、使用場所及びその周辺に混乱又は危険が生じる場合。
- ⑦ 申請者が施設利用をする事により、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合。
- ⑧ 申請者による施設利用が、施設の管理上支障がある場合。
- ⑨ 申請者による施設使用後の原状復帰が困難な場合。
- ⑩ 申請者又は使用目的が、直接的又は間接的に政治・宗教活動等に関係する場合。
- ⑪ その他、当事業体が使用を適当でないと判断した場合。

9.使用料金について

1 占用使用

- ①業として写真（広告写真を除く。）を撮影する時。
 - ②業として広告写真を撮影する時。33,000円～
 - ③業として映画等を撮影する時。半日につき 33,000円～
 - ④出店、募金その他これらに類する行為をする時。（営利目的の場合）1平方メートル1日につき 182 円
 - ⑤ 興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(入場料/販売有)の為施設の全部又は一部を占用する時。1平方メートル1日につき 182 円
 - ⑥ 集会その他これに類する催し(入場料/無し)の為緑地の全部又は一部を占用する時。1平方メートル1日につき 20円
- ※ご利用は200㎡からとなります。使用箇所により変動有り。詳しくは利用料金表をご参照ください。

利用規約③

10. 支払い方法及び振込手数料

申請者は、施設の利用にあたって発生する料金、費用の支払いについては、現金での支払い又は当事業体が指定した口座へ速やかに振込んで下さい。
窓口振込手数料は申請者に負担頂きます。

11. 延期・キャンセル

申請者の都合により催しの延期、中止が決定した場合、速やかに当事業体事務所にご連絡願います。許可後の延期・キャンセルにつきましては使用料が発生します。
尚、既納の使用料は返還できませんのでご諒承下さい。

雨天時の延期につきましては雨量3mm以上（天気予報サイトtenki.jpで統一）イベント開催日3日前までのご連絡で延期対応は可能です。

それ以降につきましてはキャンセルと同等の使用料が発生致します。

ただし、会場都合によるキャンセル、天変地異等の不測の事態、災害で緑地の使用が出来なくなった場合、又は関係諸官庁から中止命令や警戒宣言、避難指示が発令され中止となった場合には使用料は全額返還します。

12. 許可の取り消し

次の項目に該当する時には、許可を取り消します。

- ①申請に不正があった場合。
- ②使用料を納付しない場合。
- ③申請者がこの規則に違反した場合。
- ④申請者が当事業体の指導に従わない場合。
- ⑤泉南市の条例又は条例によって発する命令に違反した場合。
- ⑥その他、当事業体が申請者による緑地の使用が適当でないと判断した場合。
- ⑦行政からイベント自粛、中止要請が出た場合。

13. 関係諸官庁への連絡

申請者は催事開催にあたって、関係諸官庁へ必要な届出を行って下さい。

必要な届出の未申請が発覚した場合には開催中であっても使用許可を取り消し、即時にイベントを中止して頂きます。

14. 使用上の注意事項

- ① 来場者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しない様に留意して下さい。（特に海岸沿いはご注意ください）
- ② 施設使用中（搬入・搬出を含む）の人的・物的損害賠償は、申請者の負担となります。又、催事中の来場者の整理、安全確認は申請者の責任で行って下さい。
- ③ 施設、設備等や芝生、植栽の毀損・破損がない様にして下さい。
- ④ 施設使用中又は搬入、搬出時に出たゴミは申請者が責任を持ってお持ち帰り下さい。
- ⑤ 搬入、搬出時には通行人に危害を与えない様、申請者の責任で警備員又はスタッフを配置して下さい。
- ⑥ 施設内への車両の乗り入れは、資材等を搬入・搬出する為の必要最小限とし、かつ事前に当事業体の許可を受けたものに限ります。又、駐車場を別に確保し、施設内に不法に駐車しない様にして下さい。
- ⑦ 施設利用中、使用責任者は必ず会場内に常駐し、連絡が取れる状態にして下さい。又許可証を携帯して下さい。
- ⑧ 音や光、照明等により近隣住居者や施設に影響が出ない様、音を絞り光の角度を変える等対策をお願い致します。
- ⑨ その他、当事業体の指示に従って下さい。
- ⑩ 原則同じ時間帯、同じ場所での複数の撮影依頼はお受けしませんが、場合によっては先の申請者の諒解と当事業体の判断により撮影を許可する場合があります。その場合、先に決定した撮影を優先し、後に決定した撮影は空スペースをご利用頂きます。
- ⑪ 当事業体は申請箇所の当日の区画整理はおこなっておりませんので、必要に応じて備品を持込の上、整理を行ってください。
- ⑫ 当事業体は備品等を用意しておりませんので、すべて持ち込みとなります。
- ⑬ 事前に許可された場所以外での撮影はできません。
- ⑭ 建物、設備、器具等への貼り紙、釘打ち等、原状復帰を困難にする行為はできません。
- ⑮ 予告なく、植栽作業・工事等が行われている場合がありますのでご諒承下さい。

利用規約④

- ⑯ 施設内の照明・音響・その他作業については原則調整できません。
- ⑰ 近隣の商業施設や建物が写り込む場合、必要に応じてに諒承を得て下さい。
- ⑱ 広報・報道取材の場合、許可証にあたる証明書類をお渡し致しませんので、広報・報道取材である事を証明する為に、社名が記載された腕章や身分証明書を必ず携帯して下さい。
- ⑲ ロングパークにてイベントを行う際、また発電機等の危険物を設置する際、火気・煙火を取り扱う場合には泉州消防組合へ申請を行ってください。
- ⑳ 大人数の集客見込みがある場合、泉南警察署へ申請を行ってください。
- ㉑ 飲食物を提供する場合、泉南消防組合及び泉佐野保険所に申請を行ってください。
- ㉒ 砂浜を利用する場合、大阪府阪南港湾事務所へ申請を行ってください。
- ㉓ 著作権のある音楽を使用する場合、日本音楽著作権協会JASRACへ申請を行ってください。
- ㉔ ドローン使用や空を使ったイベントを実施する場合、また光の強い照明を使用する場合、国土交通省大阪航空局関西空港事務所へ申請を行ってください。
- ㉕ 原則として開催日の7日前までに必要な届出が完了していない場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

15. 原状復帰

- ① 申請者は、催事終了後、直ちに申請者の責任と負担において原状復帰を実施して下さい。
- ② 申請者が建物、設備、備品、器具等を毀損・破損又は紛失した場合、原状復帰にかかる費用を請求致します。

16. 禁止事項

- (1) 申請者は施設の使用にあたり、以下の行為を行わない様にして下さい。
 - ① 悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物を持ち込む行為
 - ② 発火し、もしくは引火しやすい又は爆発の恐れのある物を持ち込む行為
 - ③ 泉南市への届出及び受理なしにイベントを行う行為
 - ④ 係諸官庁への届出及び受理なしに火気、煙火、発電機などの危険物を使用する行為
 - ⑤ 係諸官庁への届出及び受理なしに飲食物を調理・販売及び提供する行為
 - ⑥ 係諸官庁への届出及び受理なしに海岸を使用する行為
 - ⑦ 係諸官庁への届出及び受理なしに空を使ったイベントや光の強い照明、ドローン等、小型無人航空機等を使用する行為
 - ⑧ その他、必要に応じて係諸官庁への届出及び受理なしに該当事項を行う行為
 - ⑨ 来場者の通行の妨げとなる物を設置する行為
 - ⑩ ゴミその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為
 - ⑪ 法令に違反する行為
 - ⑫ 公序良俗に反する行為
 - ⑬ 当事業体が事前に承諾しない場所での宣伝、広告、勧誘、営業行為
 - ⑭ 反社会的勢力等への利益供与
 - ⑮ その他、当事業体が不適切と判断する行為
 - ⑯ 施設及び周辺施設のイメージを損なう内容の使用
- (2) 当事業体が、使用確定者及び関係者が前項に違反していると判断した場合は、使用確定者及び関係者に対し、行為の中止、当施設の使用の制限及び中止、原状復帰又は退去を命ずる事ができるものとします。尚、当該命令によって使用確定者及びその関係者に損害が生じた場合であっても、当事業体は一切の責任を負わないものとします。

■株式会社TryHard Japan

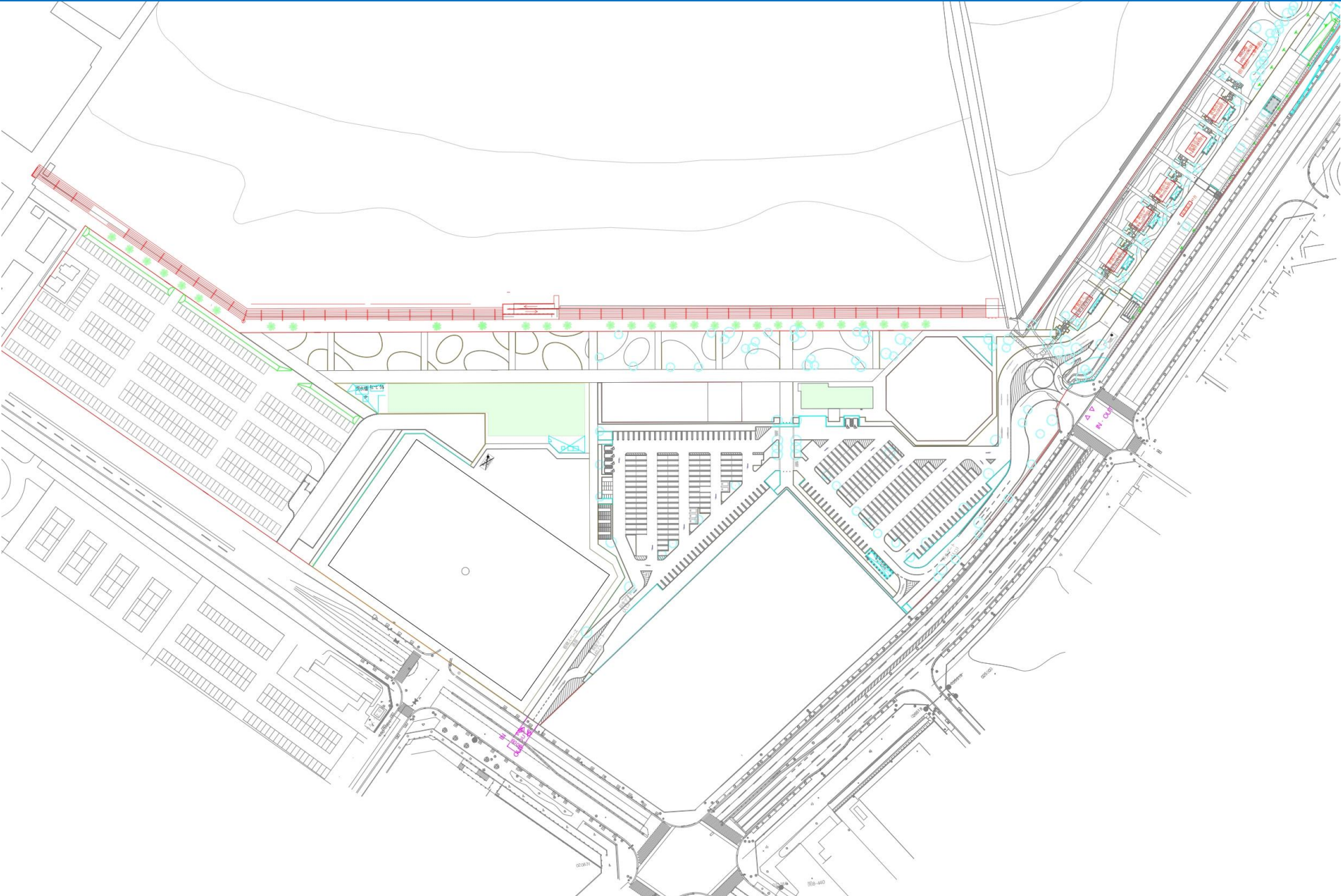
〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目5-19

トラハードビル3階 企画部宛

電話：06-4708-6470

施設平面図



備考
